

定 款

公益社団法人 アニマル・ドネーション

公益社団法人 アニマル・ドネーション 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、公益社団法人アニマル・ドネーションと称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、動物と人間が共生し、良きパートナーとして共に幸せな生活を送れる社会を創出することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 動物に関連するオンライン寄付サイトの運営
 2. 動物及び動物と人との共生に関連するセミナー等の企画、開催、運営
 3. 動物福祉及び動物と人との共生に関する事例の調査、情報収集及び情報提供
 4. 動物保護団体、補助犬育成団体、動物福祉啓発団体への助成活動、経営支援、情報提供及び研修会運営
 5. 動物福祉活動に関するインターネット及び印刷物等による情報提供サービス
 6. 鞆、衣料品、日用品雑貨、服飾雑貨、書籍等の販売
 7. 前各号に附帯する一切の事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 当法人の会員は、次の三種で構成する。

1. 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 2. 賛助会員 当法人の目的の趣旨に賛同して第3条及び第4条に定める活動を賛助するために入会した個人又は団体
 3. 名誉会員 当法人に対して特に功労があり、社員総会において推薦された者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 当法人の会員となろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費については、返還しない。

(経費の負担)

第 8 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、理事会において別に定める額の経費を支払う義務を負う。

- 2 既納の経費については、返還しない。

(任意退社)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第 11 条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
1. 第 7 条及び第 8 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
 2. 総正会員が同意したとき。
 3. 会員が死亡又は解散したとき。
 4. 会員が破産手続開始決定を受けたとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

- 第 12 条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

- 第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。
1. 会員の除名
 2. 理事及び監事の選任又は解任
 3. 理事及び監事の報酬等の額
 4. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 5. 定款の変更
 6. 解散及び残余財産の処分
 7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上を有する正会員は、代表理事に対

し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これに議長及び出席理事が署名又は記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3 名以上 10 名以内
2. 監事 1 名以上 3 名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事として選定する
- 3 代表理事以外の理事から業務執行理事を選定することができる。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の要件)

第 22 条 各理事について、その理事及び配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 2 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係ある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了す

る時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 27 条 社員総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。
- 2 前項の報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める報酬等の支給の基準に従うものとする。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 28 条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 29 条 理事会は、次の職務を行う。
1. 当法人の業務執行の決定
 2. 理事の職務の執行の監督
 3. 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集及び議長)

- 第 30 条 理事会は、代表理事が招集し、議長に当たる。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が理事会を招集し、議長に当たる。

(決議)

- 第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみ

なす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これに出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印する。

第 7 章 基 金

(基金の拠出)

第 33 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第 34 条 基金の募集及び割当て、払込み等の手続に関しては、理事会において別に定めるものとする。

(基金拠出者の権利)

第 35 条 基金は、理事会において別に定める日まで返還しないものとする。

(基金の返還)

第 36 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 141 条第 2 項に定める額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第 37 条 基金の返還を行うときは、返還する基金の額に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
6. 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については、定時社員総会に報告し、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿
3. 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 41 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配)

第 42 条 当法人は、正会員に対して剰余金の分配を行なわないものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 44 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 45 条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告方法

(公告方法)

第 47 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 1 1 章 審議委員会

(審議委員会)

- 第 48 条 当法人には、第 4 条第 1 項第 2 号の助成の対象となる団体を審議するため、審議委員会を置く。
- 2 前項の審議委員会は、代表理事を含む 5 名以上 11 名以内の審議委員をもって構成する。
 - 3 代表理事以外の審議委員は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
 - 4 審議委員会及び審議委員の任務及び運営等に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

第 1 2 章 補 則

(細 則)

- 第 49 条 当法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の 3 分の 2 以上の承認を得ることを必要とする。